

# 大阪市民のみなさんへ 重大な児童虐待ゼロへ

市政

## 10月1日から「大阪港湾局」が始動!!

国際競争力があり、利用者ニーズに合った使いやすい港をめざして、大阪市と大阪府の港湾局を統合した「大阪港湾局」を共同設置し、大阪港と府営港湾を一元管理します。大阪港湾局では、これまでどおり府市の港湾および海岸に関する業務を継続するとともに、事務の一体化により人や情報を共有し、広域的な視点で連携した取り組みを行っていきます。

### 大阪港湾局が進める主な取り組み

- 大阪港と府営港湾での各港の特性を活かした集貨・創貨(貨物を集める・生み出す)の推進
- 府市共同セミナーなど、ポートセールスの充実強化
- 大阪港と府営港湾でさらなるクルーズ船の誘致(お断りゼロ)の実現
- 港湾利用者の許認可申請窓口の共通化など、利用者サービスの向上
- 被災時におけるオール大阪での復旧対応など、防災機能の強化 など

問い合わせ▶港湾局総務課 ☎6615-7707 FAX6615-7719



子育て・教育

## 子どもが好きですか?あなたにあった保育の現場で働きませんか?

未経験でも、ブランクがあっても大丈夫!さまざまなサポートがあります。

### 大阪市内の保育所等で働く メリット

- ★家賃補助や新たに採用された際の一時金補助あり ★お子さんは保育所等に優先的に入所  
下記は2年間働くことで返還を免除します。
- ★就職時の準備金を40万円まで貸付 ★お子さんの保育料や延長保育料などを2分の1まで貸付

大阪市保育士・保育所等支援センターでは、400か園以上の最新求人情報をもとに就職のサポートを行っています! 詳しくはホームページをご覧ください。



問い合わせ▶こども青少年局保育企画課 ☎6208-8031 FAX6202-9050

### あなたの夢がきっとかなう! 保育士等就職フェア開催

日時 9月12日(土)12:00~17:00  
場所 ハービスホール(北区)



市政

## 新たな大都市制度について

### 特別区制度(いわゆる「大阪都構想」)への質問にお答えします ~特別区設置協定書とは?~



大阪市長 松井一郎

特別区制度では、大阪府と大阪市を再編し、広域機能は大阪府へ一元化し、大阪市をなくし基礎自治体として4つの特別区を設置します。

広域機能の一元化で大阪のさらなる成長と、特別区では地域のニーズに応じた身近な住民サービスの充実をめざします。

#### 特別区設置協定書って何か?

- 「大都市地域における特別区の設置に関する法律」に基づいて、特別区の設置に際し必要な事項を記載したものです。協定書の内容は右記のとおりです。
- 大阪府・大阪市の両議会の承認を経て、大阪市民(有権者)の皆さんを対象とする住民投票で、協定書について、「賛成」か「反対」かの判断をいただくこととなります。
- 住民投票に先立って、住民説明会を行う予定です。

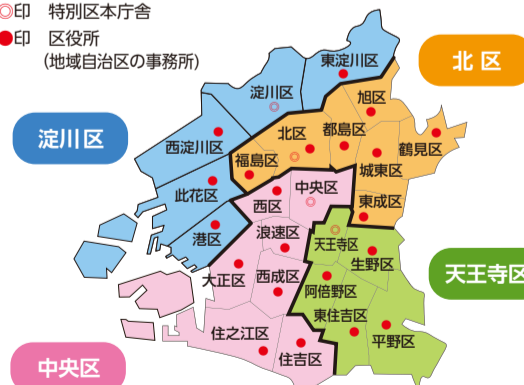
#### 特別区設置協定書

現在の住民サービスを適切に提供できるよう、特別区と大阪府の事務の分担に応じて、財源の配分、財産・債務の承継、必要な職員配置を行います。

#### 特別区の名称・区域及び議員定数等

特別区の名称	本庁舎の位置	議員定数
淀川区	現 淀川区役所	18人
北区	現 大阪市本庁舎(中之島庁舎)	23人
中央区	現 中央区役所	23人
天王寺区	現 天王寺区役所	19人

○印 特別区本庁舎  
●印 区役所(地域自治体の事務所)



現在の淀川区、中央区、天王寺区を所管する区役所(地域自治体の事務所)は特別区本庁舎の中に設置

#### 地域自治体・区役所

- ◆現在の24区単位で地域自治体を設置
- ◆現在の区役所(地域自治体の事務所)で窓口サービスを引き続き実施
- ◆区役所の名称は現行どおり

#### 事務の分担

◆特別区と大阪府の役割分担を徹底

特別区	住民に身近な事務
大阪府	大阪全体の成長、都市の発展、安全・安心に関わる事務

#### 財政の調整

- ◆特別区と大阪府の事務分担に応じて財源を配分
- ◆特別区には、各区の税収格差を是正できるよう財源を配分

#### 大阪市の財産・債務の取り扱い

- ◆特別区と大阪府の事務分担などを踏まえて財産・債務を承継
- ◆株式、基金等の財産は、特別区への承継を基本
- ◆発行済みの大阪市債は、大阪府に一元化して承継し、償還を基本(償還費用は特別区と大阪府が財政調整財源等で負担)

#### 職員の移管(特別区・大阪府への職員配置)

- ◆特別区と大阪府の事務分担に応じて必要な職員を配置

#### 特別区の設置の日

- ◆2025年(令和7年)1月1日

問い合わせ▶副首都推進局問い合わせ担当 ☎6208-8989 FAX6202-9355

特別区制度についてはこちら

大阪市 特別区 目次

検索

